

○国政研第49号

国土交通政策研究所における科学研究費助成事業の研究実施規程について次のように定める

令和2年6月23日

改正 令和6年8月6日 国政研第57号

国土交通政策研究所長 佐々木 良

国土交通政策研究所における科学研究費助成事業の研究実施規程

(目的)

第1条 この規程は、国土交通政策研究所の研究者が行う研究のうち、科学研究費（以下「科研費」という。）を受けて行う研究について、その取扱いの方針を定め、もって科研費による研究成果をあげるとともに研究成果の普及を図ることを目的とする。

(組織の責任体制)

第2条 組織全体を統括し、科研費の運営・管理について最終責任を負う者（最高管理責任者）を所長と定める。

- 2 最高管理責任者を補佐し、科研費の運営・管理について機関全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者（統括管理責任者）を副所長と定める。
- 3 科研費の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者（コンプライアンス推進責任者）を総務課長と定める。
- 4 研究倫理教育責任者を総括主任研究官と定める。
- 5 監事を研究調整官と定める。

(組織、研究を行う職)

第3条 研究活動を行うことを職務に含む者として所属し、研究活動に実際に従事するのは、総括主任研究官、主任研究官、研究官、客員研究官、政策研究官、社会資本経済分析特別研究官である。

(研究計画の策定)

第4条 研究者は、科研費による研究については、他の業務に支障を及ぼさない範囲内において自発的に研究計画を立案し、実施するものとする。

- 2 当該研究計画を立案し実施しようとする研究者は、あらかじめ、文部科学省又は独立行政法人日本学術振興会が定める様式に従った研究計画調書を作成し、当該調書の写しを所長に提出するものとする。

(研究の実施)

第5条 研究者は、科研費による研究を行う場合は、国土交通政策研究所の研究官の活動として実施するものとする。

(研究成果の取扱い)

第6条 研究者は、科研費により行った前条の研究については、他の規程にかかわらず、当該研究成果について自らの判断で公表することができるものとする。また、公表に当たっては、職務として自発的に学会等に参加できるものとする。

(研究報告の義務)

第7条 科研費による研究を行う研究者は、科研費に係る規程及び交付の際に附される諸条件に従い報告書を作成し、当該報告書等の写しを所長に提出するものとする。

(管理等の事務)

第8条 科研費の研究計画書のとりまとめは研究調整官（その事務は総務課情報管理係）、補助金の経理管理等の事務は総務課各係が所掌する。

- 2 総務課会計係は、研究者の依頼に基づいて物品の発注を行う。研究者本人は発注を行わない。
- 3 総務課情報管理係は、業者が事務局に持ち込んだ物品について、品名・数量等を確認後、納品書に検収印を押印し、国土交通政策研究所に納品させる。
- 4 総務課会計係は、研究者の依頼に基づいて出張伺いの決裁を取る。用務終了後に、出張報告書、領収書及び航空券半券等により事実確認を行う。
- 5 総務課会計係は、研究者からの依頼に基づいて謝金その他の調査研究費用の支払いを行う。
- 6 総務課総務係は、研究者からの依頼に基づいて非常勤職員の雇用伺いの決裁を取る。作業終了後に勤務報告等により、事実確認を行う。
- 7 科研費の経理事務は、当該研究費について定められているもののほか、国の会計事務取扱いの書式等にならうものとする。

(内部監査)

第9条 研究費の適正な管理のため、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成19年2月15日文部科学大臣決定）」（以下「ガイドライン」という。）を踏まえ、内部監査を行う。

- 2 内部監査は、総務課が行う。
- 3 監査の対象は、前年度の契約実績の約10%を抽出したものとし、会計書類の検査及び購入物品の使用状況等に関する研究者からのヒアリングにより確認する。

(コンプライアンス教育及び啓発活動等)

第10条 ガイドラインを踏まえ、科研費の管理・運営に関わる全ての構成員にコンプライアンス教育を行い、不正根絶に向けた継続的な啓発活動を実施する。コンプライアンス教育実施後、不正を行わないことを盛り込んだ誓約書を提出させる。誓約書の提出がない場合は、科研費の管理・運営に関わらせない。

- 2 公正な研究活動を推進するため、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成26年8月26日文科科学大臣決定)を踏まえ、研究活動に関わる者を対象に定期的に研究倫理教育を行うとともに、国土交通政策研究所所内会議において研究倫理教育の企画・改善などの審議等を行う。

(研究インテグリティ)

第11条 国土交通政策研究所及び国土交通政策研究所に所属する研究者は、統合イノベーション戦略2020(令和2年7月17日閣議決定)及び科学技術・イノベーション基本計画(令和3年3月26日閣議決定)に規定する研究の健全性・公正性(研究インテグリティ)を確保することとする。

- 2 研究者は、所長に対し、研究インテグリティを確保することを申告しなければならない。申告しない場合は、科研費の管理・運営に関わらせない。

(安全保障貿易管理の体制整備)

第12条 国土交通政策研究所及び国土交通政策研究所に所属する研究者は、外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)第25条第1項に基づき規制されている技術の提供となる研究を行わない。

- 2 研究者は、所長に対し、前項の研究を行わないことを申告しなければならない。申告しない場合は、科研費の管理・運営に関わらせない。

(法令等の遵守)

第13条 国土交通政策研究所及び国土交通政策研究所に所属する研究者は科研費による研究の遂行に当たり、関係法令等並びに文部科学省及び独立行政法人日本学術振興会が定める各種の科研費に関するルールを遵守するものとする。

附則

この規程は、令和2年6月23日から施行する。

附則(令和3年4月1日国政研第188号)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附則(令和3年6月29日国政研第38号)

この規程は、令和3年7月1日から施行する。

附則(令和6年8月6日国政研第57号)

この規程は、令和6年8月6日から施行する。